

【対人援助研究所 設立主旨／設立目的／規約】

＜基本理念＞

対人援助研究所は《援助とは、苦しみを和らげる、軽くする、なくすることである》という理念のもとに、現代社会のさまざまな苦しみの研究とその苦しみを和らげる、軽くする、なくする援助の研究・開発、その研究に携わる研究者の育成を目的とする。

現代日本には人間に生来の生老病死の苦しみに加えて、格差と疎外、孤立と孤独の苦しみに伴うスピリチュアルペイン(＝無意味・無価値・空虚の痛み)が満ちあふれている。特にそれは医療・福祉・教育の分野で対人援助に携わる専門職の臨床現場に顕著である。治療の限界が死を告知する医療現場で、認知症と老々介護の疲弊に孤立と疎外と貧苦の苦しみが追い打ちをかける格差社会で、能力査定と競争に分断されて生きる力を失った教育現場の 児童、生徒、学生たちに、仕事に将来も生きる意味も見いだせない非正規雇用の人たちに、このスピリチュアルペインは濃厚である。この人々の痛みは何か？なぜ、どのようにしてその痛みは生み出されるのか？そしてそれはどのように援助されるべきか？ここに対人援助研究の核心がある。

しかし現代日本の対人援助の現場には、業務の思想とキュア(治療)の概念が蔓延し、そのため患者、家族、利用者の痛み、その痛みを和らげる、軽くする、なくする援助が実践できない援助職の痛みがますます深まる状況が続いている。この深刻な状況を解明し、臨床現場に対人援助・スピリチュアルケアを実現する研究が求められている。それに呼応して現場の援助職自らが対人援助やスピリチュアルケアの研究を行おうとする動きも見受けられる。そこで特定非営利活動法人対人援助・スピリチュアルケア研究会はその設立趣旨にもとづき、対人援助・スピリチュアルケア研究を企画し支援するとともに、この研究に従事する研究者育成を目的とする対人援助研究所を設置することにしたのである。

＜基本姿勢＞

現場で援助を実践できない人が研究に走ることは許されない。現場で援助できる人こそが対人援助を研究するべきである。現場の人が、現場に立脚し、現場に役立つことしか研究しない。これが対人援助研究所の基本姿勢である。われわれは実践と研究の乖離は許されないと考えている。

＜基本手法と研究者の育成＞

対人援助研究所の研究と教育は、現場の援助者自身が‘援助’をキーワードとして自己の行為を意味づけ、言語化することが基本となる。これは援助になっているか？何が援助なのか？なぜ、どのように援助するのか？これらの問いに臨床現場で使える方法で応えることが研究のすべてに求められる。それゆえ、対話により自己と他者のすべての行為を意味づけ、言語化する訓練が対人援助・スピリチュアルケア研究に従事する研究者を育成する教育手法となる。

＜対人援助研究所 規約＞

はじめに

現代日本の対人援助の現場は、業務の思想とキュア概念が蔓延し、患者、家族、利用者と援助者の苦しみがますます深まる状況が続いている。この深刻な状況を解明し、臨床現場に対人援助・スピリチュアルケアを実現する研究が求められている。それに呼応して、現場の援助者自らが対人援助やスピリチュアルケアに関する研究を行おうとする動きも見受けられる。そこで、特定非営利活動法人対人援助・スピリチュアルケア研究会（以下、本研究会）は、その設立趣旨により対人援助・スピリチュアルケア研究を企画し、支援するとともに、この研究に従事する研究者を育成するために研究所を設置する。

（名称）

第1条 この研究所は、特定非営利活動法人 対人援助・スピリチュアルケア研究会 対人援助研究所（以下、本研究所）という。

（所在）

第2条 本研究所は、京都府京都市内に置く。

（目的）

第3条 本研究所は、対人援助・スピリチュアルケアの研究と研究者の育成を行う。

（活動の種類）

第4条 本研究所は、第3条の目的を達成するために、次に掲げる種類の活動を行う。

- (1) 対人援助・スピリチュアルケア研究の企画
- (2) 対人援助・スピリチュアルケア研究の支援
- (3) 対人援助・スピリチュアルケア研究者の育成
- (4) 対人援助・スピリチュアルケア研究に関する出版事業

（事業）

第5条 本研究所は、第3条の目的を達成するために、以下の事業を行う。

- (1) 対人援助・スピリチュアルケア研究プロジェクトの企画と運営
- (2) 対人援助・スピリチュアルケア研究に携わる研究者への援助と支援
- (3) 対人援助・スピリチュアルケア研究に必要な教育
- (4) 対人援助・スピリチュアルケア研究に関する出版事業

(研究所の構成)

第6条 本研究所は、以下の研究所員で構成される

- (1) 所長
- (2) 講師
- (3) 研究員
- (4) 研究生
- (5) 事務局員
- (6) その他、担当科目に責任をもつ外部講師を採用できる。但し、外部講師は研究所員ではない。

(組織)

第7条 本研究所は、事業を行うために以下の組織を設置する

- (1) 教授会 所長、講師で構成し、教学に責任をもつ。
- (2) 運営委員会 所長、講師、研究員、研究担当理事で構成し、本研究所の運営に責任をもつが、
その事業計画・年度報告・予算・決算については特定非営利活動法人 対人援助・スピリチュアルケア研究会理事会（以下、理事会とする）の承認を得なければならない。
- (3) 研究所事務局 本研究所に事務局を設置し、事務局員は所長が任免する。

(任免と承認)

第8条 本研究所員の任免と承認を次のように定める。

- (1) 所長の任免は、理事会がこれを行う。
- (2) 講師の選任と研究員、研究生の選抜は教授会がこれを行い、理事会が承認する。
- (3) 教授会は、所長と講師で構成され、所長が代表する。
- (4) 運営委員会は、所長、講師、研究員、本研究会研究担当理事で構成され、理事会が承認する。

(職務)

第9条 本研究所員の職務は以下に定める。

- (1) 所長は、本研究所を代表し、その業務を総理し、教学に最終責任をもつ。
- (2) 講師は、研究生の研究指導、担当科目と教学に責任をもつ。
- (3) 研究員は、研究活動を行い、研究生の研究を補助する。
- (4) 事務局員は、事務を執る。

(任期等)

第10条 本研究所の職員の任期を以下に定める。

- (1) 所長、講師、研究員の任期は、4年とする。ただし、再任を妨げない。
- (2) 所長と講師は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

(修業年限)

第11条 本研究所の研究生の修業年限を4年とする。ただし、2年を限度として延長を認める。

(規約の改廃)

第12条 本規約の改廃は、理事会の議を経て決議する。

(細則)

第13条 この規約の施行について必要な細則は、運営委員会の議を経て、所長がこれを定める。